

業務効率専門家派遣事業業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、業務効率専門家派遣事業の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、委託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2 業務の名称

業務効率専門家派遣事業業務委託

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

4 業務の背景・目的

コロナ禍を契機に社会環境が大きく変化し、様々な分野においてデジタル化が急速に発展した。そのような中、経済成長の原動力として、デジタル技術を用いたビジネスモデルの変革を目的としたDXが注目され、国を挙げて推進に向けた取組が進められている。

一方、2025年の民間調査では、DXに「取り組めていない」と回答した企業が37.2%に達し、2023年の調査と比較して4.8%増加しているとし、この結果は、中小企業のDX推進が足踏み状態にあることを示唆し、その理由として人手不足や対応人材の不足が考えられると分析している。

また、「2025年版中小企業白書」では、多くの業種で深刻な人手不足にあり、業務改善なき賃上げも増えており、コストカット戦略は限界で、営業利益向上による賃上げ余力の創出が必要とし、デジタル化などにより労働生産性を高めていくことが重要であるとして、デジタル技術を活用した業務効率化や生産性向上を通じた競争力強化を求めている。

こうしたことを背景に、「中堅・中小企業等向けDX推進の手引き2025」では、中堅・中小企業等においては、外部の伴走支援者の存在が重要であり、対話を通じて、経営者は自らが抱えている問題意識や課題をあぶり出し、パーパスや経営ビジョンといった会社の根幹及び方向性を明確にしなが、組織及び経営者自身の自己変革力を高めていくことが、DXの成功のポイントの一つとしてまとめている。

本事業では、デジタル化やDX推進をはじめとした経営・業務に課題を持つ中小企業者(※1)に対し、専門家(※2)による継続的な伴走支援を実施することで、自社の業務課題を整理し、業務効率化・生産性向上を図るための具体的な取り組みに着手できるよう支援することを目的とする。

※1 市内に事業所を有する中小企業者

※2 「ITコーディネータ」、「中小企業診断士」及び「IT事業者」をはじめとした専門家または、これらと同等の知見や技能を有すると認められる資格等を持ち、中小企業者に対するデジタル化やDX推進の伴走支援の実績が十分にある者を想定。

5 業務の内容

上記目的を達成するため、以下のとおり(1)から(4)の内容を実施する業務を委託する。なお、実施にあたり、中立性及び公共性を確保し、受託者及び専門家の利益誘導に繋がらないようにすること。

(1)本事業周知・募集のための広報の実施

本事業の周知を図り、本仕様書5(2)の相談者の受付へつなげるウェブサイトを構築するとともに、SNS等も活用し、業務効率化・生産性向上につながるデジタル技術等を活用した事例を用いながら情報発信を行うことで、本事業の趣旨・目的に関心のある企業や対象者に効果的なリーチを図る。

① 内容 内容を提案すること。なお、詳細については契約後、受託者の提案内容を元に、本市と協議のうえ、決定するものとする。

②著作物に関する権利

本事業に関し生じた著作物の権利は本市に帰すものとする。

③ウェブサイト等の公開期間

本事業実施期間に同じ。ただし受託者において、この期間以降も継続して公開することは妨げない。

④本市負担による広報

本市において、本市関係団体等への案内、本市公式ウェブサイトへの掲載、本市市政記者クラブへの資料提供、市報にいがたへの掲載、市公式 LINE アカウントでの配信など、本市が保有する広報媒体及び手法での広報をするものとする。

(2)相談者の受付及び相談内容の整理、実施企業者及び派遣候補となる専門家の決定

専門家による継続的な伴走支援(以下、「専門家派遣」という。)を希望する中小企業者(以下、「相談者」という。)の受付を行い、相談者が抱える課題や支援ニーズ、専門家派遣に関する条件・分類等の要件整理を行い、相談者の中から専門家派遣を実施する中小企業者(以下、「実施企業者」という。)を決定する。

その後、相談内容を分析し、実施企業者に対し、派遣候補となる複数名の専門家を提案できるよう決定する。

なお、専門家は、外部から招聘するほか、受託者が専門家の要件を満たす場合は、受託者が専門家を兼ねることも差し支えない。

①対象者 デジタル技術等を活用した業務効率化・生産性向上に取り組む意欲を有する専門家派遣を希望する中小企業者で、1回以上最大5回程度の専門家派遣に対応可能である者。

②相談者の受付及び相談内容の整理の手法

内容を提案すること。なお、詳細については契約後、受託者の提案内容を元に、本市と協議のうえ、決定するものとする。

③実施企業者及び派遣候補となる専門家の決定の手法

内容を提案すること。受託者は、実施企業者及び派遣候補となる専門家の決定にあたり、客観性及び公平性を確保するための選定基準を作成し、当該基準に基づき決定することを必須とする。また、派遣候補となる専門家の決定の手法について提案する際、本仕様書5(3)で実施企業者が専門家を決定するために必要な情報をわかりやすく整理し、提供することを必須とする。なお、詳細については契約後、受託者の提案内容を元に、本市と協議のうえ、決定するものとする。

④その他 実施企業者及び派遣候補となる専門家の選考にあたり、受託者の提案内容を元に、本市と協議のうえ決定するものとする。

(3)専門家の決定及び専門家派遣の実施

本仕様書5(2)で決定した実施企業者に対して、派遣候補となる複数名の専門家を提示し、実施企業者が決定した専門家と調整を行い、専門家派遣を実施する。

①対象者数 実施企業者30者程度

②派遣回数 1回の申込につき、1 実施企業者あたり1回以上最大5回程度までとする。なお、受託者は、委託料の範囲内において、同一相談者からの申込を2回まで受け付けられるものとし、当該相談者が実施事業者として決定された場合の派遣回数は、合計で最大10回までとする。

③派遣時間 1実施企業者1回あたり2時間を基本とする。

④派遣回数 150回以上(30社程度)

⑤専門家派遣に係る費用

派遣する専門家には、派遣実績に基づき、受託者において専門家に対する謝金・交通費・付帯業務費を含む派遣費を本業務委託料から支払うこととし、実施企業者は、専門家派遣に係る費用を負担しないものとする。

⑥支援形式 原則、対面形式とする。

⑦支援内容 内容を提案すること。提案の際、現状の業務課題の整理・可視化と、デジタル技術活用等による今後の方向性の整理・可視化は必須とする。また、当該整理の結果を踏まえ、具体的なソリューションを提示する場合には、特定の手法又は製品等に限定することなく、複数の選択肢を提示することも必須とする。なお、詳細については契約後、受託者の提案内容を元に、本市と協議のうえ、決定するものとする。

⑧支援後の報告

内容を提案すること。提案の際、専門家は派遣の都度、「実施報告書(様式任意・提案すること)」を作成し、受託者が取りまとめた上で、本市に定期的に報告すること、及び実施企業者へのアンケートや聞き取り等を実施することを必須とする。なお、詳細については契約後、受託者の提案内容を元に、本市と協

議のうえ、決定するものとする。

- ⑨その他 実施企業者が専門家を決定するにあたり、情報が十分でない実施企業者に配慮し、支援内容等を丁寧に説明する他、必要に応じて、決定に必要な助言等を行うものとする。

(4)効果測定・成果報告

専門家派遣終了後、専門家から提出のあった「実施報告書(様式任意・提案すること)」及び本仕様書5(3)⑧で実施したアンケートや聞き取り等を基に、専門家派遣の効果測定を行う。効果測定の手段は提案することとし、後述の事業報告書に結果を記載する。

本事業全体の実施状況や成果、課題等を整理した「事業報告書」を作成し、成果報告を行う。なお、「事業報告書」の記載内容については、受託者の提案内容を元に、本市と協議のうえ、決定するものとする。

6 成果指標

本事業が求める成果指標は以下のとおり。受託者においては、以下成果指標の達成を目標に、特段に留意して取り組むものとする。

No.	成果指標	目標数値
1	専門家派遣延べ回数	150回以上
2	実施企業件数	30社程度
3	業務課題を整理・可視化、今後の方向性を整理できた企業の割合	70%以上
4	業務効率化・生産性向上を実感した企業の割合	50%以上

7 業務委託料の上限 10,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

8 業務委託料の支払い条件

業務完了後に精算払いとする。

ただし、成果指標 No.1 の「専門家派遣延べ回数」が、150回に満たない場合は、未実施回数に応じ、契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)を150で除して得た額に未実施回数を乗じて得た額を減額するものとする。この場合において、減額する額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

なお、天災その他受託者の責めに帰さない事由により実施できなかった場合は、本市と受託者が協議のうえ、減額の要否及び額を決定する。

9 事業実施体制

(1)実施責任者

受託者は本事業を推進する実施責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

(2)人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り固定化すること。なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

(3)言語

本業務に用いる言語は日本語とし、通訳等は介さずに委託者と意思疎通が図れる体制を構築すること。

(4)業務場所

本業務委託に係る打合せは、原則として本市庁舎内の会議室またはオンライン会議システムにて実施する。

(5)業務管理

受託者は、業務責任者のもと適正に業務管理を行い、定期的に本市に進捗状況を報告するとともに、本市の求めに応じて適宜説明、報告を行うこと。

10 成果物の納入等

受託者は、本業務完了後には、次のとおり事業報告書を本市に提出すること。

- (1)報告期限 令和9年2月26日(金)
- (2)記載事項 委託業務の実施内容に基づき、詳細は本市と協議のうえ決定
- (3)提出方法 本市と協議のうえ決定
- (4)提出場所 新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 古町ルフル5階

11 その他特記事項

受託者は、業務履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1)法令遵守

本業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。

(2)一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

(3)個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(4)守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏ら

し、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5)著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は、全て市に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(6)その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・本委託業務の実施に要する一切の経費は、委託費に含むものとする。
- ・業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- ・業務終了後、この契約に関しての業務評価を行う。
- ・本業務は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用している事業であるため、受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、本市あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。